

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 5 月 定 例 会 ——

令和8年5月21日（木）

開 催 日 時 令和8年5月21日（木） 午後2時00分～午後4時01分

開 催 場 所 市役所 505会議室

出 席 委 員 青木由美子 教育長

望月克浩 委員

吉本一謙 委員

川辺美沙 委員

説明のための出席者 白倉克彦 教育部長

寺本英雄 教育指導担当部長兼指導課長

足立浩志 地域学習担当部長

細村英男 教育総務課長

後藤信章 施設更新担当課長

森田恒明 学務課長

西本和幸 学校支援担当課長

山下大輔 教育施策推進担当課長

照井幸枝 地域学習支援課長

松長功二 中央公民館長

松本高志 中央図書館長

小柳津智子 指導主事

成田一輝 指導主事

吉岡大輔 指導主事

書 記 川瀬亮子 教育総務課長補佐、平明子 教育総務課主任

傍 聴 者 3名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○青木教育長

ただいまから教育委員会5月定例会を開会いたします。

なお、本日は阿部教育長職務代理者からご都合によりご欠席との届出をいただいております。

（署名委員）

○青木教育長

初めに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、吉本委員及び私、青木でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（１４）及び議案第４号から第５号までは、人事案件及び個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は挙手願います。

－賛成者挙手－

○青木教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○青木教育長

初めに、教育長報告事項を行います。

（１）令和８年度教育施策連絡協議会について、私からご報告いたします。

令和８年度教育施策連絡協議会は４月２４日からオンデマンド配信され、教育長、教育委員、小・中学校長等が視聴いたしました。

第１部では、初めに小池都知事からご挨拶があり、全てのこどもたちが未来への希望を持ち、自ら学び育つ東京をつくり上げてまいりたいと述べられました。

次に、東京都教育委員会坂本教育長からは、社会がかつてない速度で大きく変化をしている中で、先行き不透明で不確実性の高い時代において、こどもたちには自ら考え判断し、たくましく生き抜いていく力を身に付けていくことが、これまで以上に求められている。そのためには学校も大きく変化することが求められており、これまでの常識にとらわれず大胆な改革を推進していくことが必要。こどもたち一人一人が安心して学校生活を送ることができる教育を実現していく。こどもたちの支援を充実するための教員の働き方を改善する取組も重要、などのお話がありました。

次に、東京都教育委員会の教育委員の紹介と、それぞれからのメッセージが述べられました。これにつきましては省略させていただきます。

続いて、事務局からは、令和８年度の重点事業についての説明がありました。重点事業は六つの柱で構成され、主に都立学校に向けて、グローバル人材の育成、デジタルを活用した学び、不登校、障害のあるこどもや外国籍のこどもなど多様化する児童・生徒への的確な対応、教職員の働き方改革等の評価などで、内容の説明はなく、資料を参照してほしいとのことでした。市区町村の小・中学校については参考にしてほしいとのことでした。以上が第１部の報告です。

第２部では、東京都教育委員会が本年２月に策定した学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインについての説明がありました。以下、説明の概要です。

近年、学校への直接の相談や要望が多くなっている中で、組織的な対応が十分でないという課題も顕在化している。良好な関係を築き課題を解決している一方、社会通念を超える言動への対応に苦慮している実態も明らかになっている。そのため本ガイドラインでは、学校が家庭・地域とのより良好な関係づくりを進めるための対応方針や、日頃からの取組の留意点、保護者等から社会通念を超える言動等があった場合に学校が取る具体的な行動についての対応の手順等を示している。対応方針としては三つの基本方針、児童・生徒の意向を大切にすること、相互理解を深めるためのコミュニケーションを密にすること、尊重し合い連携・協働すること、さらに五つの基本ルール、情報の共有、課題の明確化、相談等のルール化、専門家との連携、社会通念にのっとりた行動の徹底などや、また教職員に日頃から心掛けることとして、児童・生徒の権利の尊重と傾聴・受容・共感の姿勢、分かりやすい言葉で丁寧に伝えること、こどもの成長を保護者・地域とともに考えること、チーム学校の一員として対応すること、記録の徹底と報告・連絡・相談の励行、不当な行為へは教職員で連携、社会通念にのっとりた行動を意識し自らの行動を律することなどであり、さらに保護者や地域との良好な関係を構築するためには、保護者会、授業公開、学校行事等を通じた相互理解の促進、日常的な取組や相談への丁寧で円滑な対応、学校運営連絡協議会などでの協力や意見交換を実施することなどを示した。また、教員一人一人の連携・折衝力の向上、保護者等との良好なコミュニケーション、丁寧な接遇など、相談対応力の向上のための研修の実施などを通して職層に応じた資質・能力の向上が必要であるとのことでした。以上が、そのガイドラインについての説明の概要でございます。

なお、東京都教育委員会が実施した調査では、約2割の教員が社会通念上から疑問と感じる行動や行為を受けたことがあると回答している。それを受けて、このガイドラインでは、対応手順をモデルとして示している。その中で、事前に面会日時を設定して対応することや複数人で対応すること、記録の徹底などが重要、平日の放課後30分を目標とすること、危険性、緊急性を伴う場合は、警察との連携でちゅうちょをしないことも大切であることなどを示しているとのことでした。ガイドラインによる対応を進める上で、東京都教育委員会では、保護者等への理解を促すリーフレットを作成し、区市町村でのガイドライン作成を支援するアドバイザーの派遣、研修の実施などを行うのでご活用をとのことでした。

次に、このガイドラインの策定に当たって有識者会議の座長を務めた東京学芸大学の佐々木学長を始め、弁護士、小学校長、高等学校長など有識者の方への質問・回答形式で、それぞれ説明がありました。主な内容としては、近年の課題として、家庭と学校、こどもと保護者の関係の希薄化、家庭の孤立化、これらが直接的な苦情や相談につながっているのではないかと。そうした中で学校と保護者との信頼関係を築くためには、保護者の立場を理解すること、保護者や地域からどのように見えているのかという観点を持って事実に向き合うことで、信頼関係につながるのではないかと。教職員の保護者対応等の状況について、教員はいろいろな役割を担わなければならない状況の中で人的な限界が顕著になっている。このガイドラインは、保護者対応に伴う負担についての問題意識がきっかけとなっている。先生方は尽力しているが保護者が多様な価値観を直接学校に持ち込むこともあり、より高い専門性や多様性への配慮の工夫が求められる状況となっている。

教職員が保護者・地域に対応する際に互いに尊重し合うこと。こどものために何が役立つのか、そのための密な情報交換という姿勢が大切であること。一方で、関係を悪化させたくないの思いから寄り添いが先行し、保護者の要求に応えようとした結果、無理を重ねている場面もある。できることとできないことを説明して、また、それを日常的に伝えて理解を求めることが重要である。学校における対応の現状と課題。学校の役割について、学校外のトラブルは保護者同士で対応。学校内においても、できること、できないことをはっきり伝える。行き過ぎた言動は控えてほしいという思いを保護者会などであらかじめ伝える。保護者対応で精神的につらい状況に置かれている教員が多いと感じていることから、校長として教職員を守る体制を構築する必要がある。保護者対応で重要なことは、速さ、スピード。小さなことでも抱え込まず周囲に伝えること。専門的な助言を受けられるような体制を構築すること。対応が難しい場合には学校全体で共通認識を持って対応すること。先生方は本来業務ではないことまで担ってきており限界にきていると感じている。このガイドラインを通じて学校の中で通用してきた常識やルールを社会一般や常識の視点から再考してほしい。学校と家庭・地域との関係をもう一度見直す機会としてほしい、などのご意見が有識者の皆様からありました。今回は、ほぼガイドラインについての説明となりました。ご参考までにご利用したいと思います。以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○青木教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 損害賠償請求事件訴訟の判決確定について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(1) 損害賠償請求事件訴訟の判決確定についてを報告いたします。資料はございません。

本件は、令和5年6月12日付けで東京地方裁判所立川支部に訴えがあったもので、市立小学校の在籍時に死亡した教員の父母が、市及び東京都に対しまして、国家賠償法による損害賠償を求め、市及び東京都が応訴していたものでございます。

訴えの内容につきましては、当該教員が令和3年5月31日に自死に至ったことは、市立小学校の同僚教員によるパワーハラスメント及び校長・副校長の安全配慮義務違反によるものであるとして、原告の父母が、それぞれ慰謝料4,646万1,610円の支払いを求めているものでございます。

この度、去る3月25日に、市及び東京都に対して、原告の父母に対し連帯して、それぞれ55万円及びこれに対する令和3年5月31日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うことを命じ、それ以外の原告の請求については、棄却する判決が言い渡されました。

市といたしましては、判決は妥当なものであると受け止め、控訴はいたしませんでした。また、原告も控訴期間内に控訴しなかったため、本判決が確定いたしました。なお、損害賠償金につき

ましては、学校設置者である小平市において、原告側に支払うための準備を行っております。

○青木教育長

次に、（２）教育委員会に係る請願の処理状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（２）教育委員会に係る請願の処理状況についてを報告いたします。資料No. 1 をご覧ください。

市議会で採択された請願について、毎年度その処理状況を市議会へ報告することとされているため、教育委員会に関連する請願３件について、令和７年度末の処理状況を市議会６月定例会にて報告いたします。

１件目の本の宅配貸出サービスを要介護１以上の方に限定せず、様々な理由で来館が困難な方にも拡大することについては、請願事項である対象拡大については、令和５年４月から対象者を拡大した宅配サービスを開始しておりますが、貸出ロッカーの設置については、引き続き検討していることから、着手と報告いたします。

２件目の教育長のいじめに関する指示及び指導を文書で記録に残すこと等を求めることについて及び３件目の小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の委員について、第三者性を担保する人事を求めることについては、昨年度の市議会９月定例会において終了と報告したものでございます。

○青木教育長

次に、（３）定期監査の結果に対して講じた措置について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（３）定期監査の結果に対して講じた措置についてを報告いたします。資料No. 2 をご覧ください。

教育委員会２月定例会でご報告いたしました定期監査の指摘事項に対しまして講じた措置を、資料のとおり監査委員に通知いたしました。今後は、この措置を確実に実施し、適正な事務処理を行ってまいります。

○青木教育長

次に、（４）小平市立学校の更新事業等について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（４）小平市立学校の更新事業等についてを報告いたします。資料No. 3 をご覧ください。

小平市立学校の更新事業等につきましては、教育環境の向上を図ることを目的に、昭和40年から昭和50年代にかけて建設した学校施設について、小平市公共施設マネジメント基本方針及び小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、学校施設の更新等の適否の判断を踏まえ、改修及び更新等の事業を進めております。

また、市立小・中学校の学校プールにつきましても、令和6年度に策定した学校プールの整備に関する基本的な方向性に基づき取組を進めておりますので、合わせて、ご報告するものでございます。

詳細につきましては、後藤施設更新担当課長から説明させます。

○後藤施設更新担当課長

小平市立学校の更新事業等について、令和7年度の取組と今後の予定を中心に報告させていただきます。

まず、資料の第2、小平市立小・中学校の更新事業の項番1、小平第十一小学校等複合施設整備事業についてでございます。資料の2ページをご覧ください。

(3) 令和7年度の取組は、小平第十一小学校等複合施設の基本設計を進め、令和7年7月にオープンスペースの形式などの設計諸条件を整理し、令和7年8月に諸室のつながりや動線をテーマとしたワークショップを開催しました。また、令和7年10月にワークショップや学校関係者の意見を踏まえ普通教室の配置を決定し、その後、配置図や平面図、断面図、立面図などを作成し、令和8年3月に基本設計を完了いたしました。

(4) 今後の予定につきましては、実施設計を令和9年3月まで行い、その後、工事を令和9年度から令和14年度まで行う予定となっております。なお、新施設の供用開始は令和12年度以降を予定しております。

続いて、項番2、小平第十三小学校等複合施設整備事業についてでございます。資料3ページの(3) 令和7年度の取組は、小平第十三小学校等複合施設の基本設計の中で令和7年7月にオープンスペースの形式などの設計諸条件を整理いたしました。また、施設の配置について、令和7年8月にワークショップを開催し、令和7年10月にワークショップや学校関係者の意見を踏まえ選定いたしました。そのほか、小平第十三小学校等複合施設整備の実施時期の延期を、令和7年12月に公共施設マネジメントの取組の当面の進め方に基づき公表し、令和8年1月に説明会を開催いたしました。

(4) 今後の予定につきましては、整備の実施時期の延期に伴い、設計業務委託の契約変更協議を進めるとともに、自校外プールの利用を開始する時期について検討いたします。

続いて、項番3の(仮称)小平第十四小学校等複合施設整備事業と、資料4ページの項番4、(仮称)小平第十五小学校整備事業につきましては、令和5年度に財政負担の平準化を考慮し、基本計画策定方針を凍結しておりますが、(3)の今後の予定といたしまして、本年度予定している公共施設マネジメント推進計画の改定の中で整理する予定となっております。

続いて、項番5の(仮称)小平第六中学校整備事業についてでございます。資料5ページの上

段の（３）今後の予定をご覧ください。

小平第六中学校につきましても、小平第十四小学校、小平第十五小校と同様に、本年度予定している公共施設マネジメント推進計画の改定の中で整理する予定となっております。

次に、項番６、その他の学校の（１）更新等を行わない学校等として、令和７年度に追加された学校は、③の小平第三小学校の校舎及び体育館と、⑩の花小金井小学校の校舎及び体育館でございます。

また（２）の今後の更新等の適否の判断を予定している学校につきましては、記載のとおり、数校ございますが、これらの学校の劣化診断につきましては全て完了しております。

続いて、第３、市立小・中学校の学校プールについてでございます。資料６ページの項番２、学校プールのあり方検討につきましては、資料７ページの（２）令和７年度の実組といたしまして、①の既存プールの長寿命化に向けた検討や、②の公共プールや民間プールの運営事業者との協議を行いました。

（３）の今後の予定は、既存プールの長寿命化に向けた検討や既存プールの跡地活用の検討、また公共プールや民間プールの運営事業者との協議の中で再整備を進めている東部公園プールの運営事業者と、小平第五小学校や小平第十一小学校、花小金井小学校のプール授業での使用方法等について協議を開始するとともに、市民総合体育館プールの運営事業者と学校のプール授業での使用について協議を継続する予定となっております。

○青木教育長

次に、（５）小平第十一小学校等複合施設の基本設計に関する市民説明会の開催結果について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（５）小平第十一小学校等複合施設の基本設計に関する市民説明会の開催結果についてを報告いたします。資料№４をご覧ください。

小平第十一小学校等複合施設につきましては、令和６年１０月に設計に着手し、基本設計を進めてまいりました。この度、令和８年３月に基本設計を完了したことに伴い、市民説明会を開催いたしました。また、市民説明会では、（仮称）地区交流センターの概要（案）につきましても説明を行いましたので、合わせてご報告いたします。

詳細につきましては、後藤施設更新担当課長から説明させます。

○後藤施設更新担当課長

小平第十一小学校等複合施設の基本設計に関する市民説明会の開催結果について、報告いたします。

本説明会は、令和８年４月１２日日曜日と令和８年４月１６日木曜日の２日間、同一内容で行っております。参加者は１日目が２１人、２日目が１６人、合計で３７人となっております。ま

た、参加者の属性は、小平第十一小学校の児童や家族など資料に記載のとおりとなっております。

次に、項番2の質疑応答の概要についてです。質疑応答は全体で32件あり、そのうち学校関係の質疑が17件、全体の53.1%となっております。資料には、質疑の中から主な質疑を取りまとめて記載しております。

資料の2ページをご覧ください。（仮称）地区交流センター関係の質疑は10件、全体の31.3%、学童クラブ関係の質疑は1件で、全体の3.1%、そのほかに事業費などに関する質疑が4件で、全体の12.5%となっております。

次に、項番3の意見・要望の概要についてです。意見・要望は17件あり、そのうち学校関係の意見・要望が9件で、全体の52.9%、（仮称）地区交流センターへの意見・要望は8件で、全体の47.1%となっております。これらの意見・要望につきましては、今後の実施設計の中で参考とし、検討してまいります。

○青木教育長

次に、（6）令和8年5月1日現在の児童・生徒数について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（6）令和8年5月1日現在の児童・生徒数についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

これは基幹統計であります学校基本調査への報告数値でございます。

小学校の児童数は、特別支援学級の在籍児童を含めて1万91人で、前年と比べ全体の児童数は107人の減でございます。このうち通常の学級の在籍児童数は9,913人で、前年と比べ117人の減でございます。また、特別支援学級の在籍児童数は178人で、前年と比べ10人の増でございます。

次に、中学校の生徒数は、特別支援学級の在籍生徒を含めて4,455人で、前年と比べ全体の生徒数は21人の増でございます。このうち通常の学級の在籍生徒数は4,335人で、前年と比べ15人の増でございます。また、特別支援学級の在籍生徒数は120人で、前年と比べ6人の増でございます。

○青木教育長

次に、（7）小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（7）小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

本件は、中学校35人学級の開始による学級数の増加及び小平第三中学校の通学区域内の未就

学児を含む児童数の増加に伴い、鈴木町二丁目の一部について、新たに調整区域の設定を行うものでございます。

改正の内容でございますが、鈴木町二丁目 1 7 6 番地の 4 及び 9 の区域につきまして、指定学校を小平第三中学校とした上で、花小金井南中学校を選択可能な調整区域として設定いたします。施行期日につきましては、来年 1 月 1 日を予定いたしております。

○青木教育長

次に、（８）小平市立小・中学校における令和 7 年度特別支援教育取組状況の調査結果について、説明をお願いいたします。

○寺本教育指導担当部長

事務局報告事項（８）小平市立小・中学校における令和 7 年度特別支援教育取組状況の調査結果についてを報告いたします。資料No.7 をご覧ください。

初めに、本調査は、小平市立小・中学校における特別支援教育の取組の状況を把握し、取組の改善を図ることを目的に毎年度実施しているものでございます。昨年度は令和 7 年 1 2 月 2 6 日から令和 8 年 1 月 1 3 日を調査期間として実施し、市立小・中学校全校が回答いたしました。

詳細につきましては、山下教育施策推進担当課長から説明させます。

○山下教育施策推進担当課長

令和 7 年度特別支援教育取組状況の調査結果について、抜粋してご報告します。資料No.7、4 ページをご覧ください。

まずは、項番 2、学校生活支援シートについてです。（１）の①作成件数ですが、令和 6 年度と比較し、小学校での作成件数は同数、中学校では作成件数がやや減少しました。なお、作成が義務となっている特別支援教室に入室している児童・生徒分の作成率につきましては 1 0 0 % となっております。

6 ページをご覧ください。（６）①学校生活支援シートの作成上の課題といたしましては、作成に係る事務作業等に関する意見がございました。②学校生活支援シート活用上の課題といたしましては、有効な活用方法に関する意見がありました。これらのことにつきまして、各学校には引き続き学校生活支援シートを作成することは目的ではなく、その活用によって児童・生徒の支援を効果的に行うことについて理解啓発を図ってまいります。

続いて、1 0 ページをご覧ください。項番 4、教育のユニバーサル化の推進についてです。結果は記載のとおりとなっております。本項目につきましては、本年 4 月に授業のユニバーサル化について、全校で取り組む、こだいらこれだけは、に関する教員向け資料を作成し配布しております。引き続き授業のユニバーサル化の推進に努めてまいります。

1 2 ページをご覧ください。項番 5、読み書きに困難がある児童・生徒への支援について。読み書きに困難があると思われる児童・生徒の人数は、小学校で微増、中学校で減少しております。

が、個に応じた支援が必要となります。その一つの方法として、ＩＣＴ機器を活用した支援があります。１４ページの項番６（１）には、ＩＣＴ機器を活用した学習支援について、各学校の取組を記載しています。小・中学校ともにデジタル教材の活用等を行っておりますが、（２）課題において、学習者用端末におけるアプリケーションの活用が挙げられております。ＩＣＴ機器を効果的に活用した支援につきましては、教員向け及び保護者説明用の市独自のリーフレットを作成し、各学校に周知しております。

続いて、２５ページ以降をご覧ください。項番１５、令和７年度の特別支援教育全般に関する成果と課題でございます。成果として主な意見といたしまして、小学校からは、校内委員会を通じた教員の特別支援教育に関する理解が向上したことや、教職員相互の連携により指導に一貫性を持たせることができたという意見がございます。中学校からは、合理的配慮を希望する生徒や保護者が増加していることを受け、合理的配慮の例を基に支援検討をスムーズに行えたことや、特別な支援を要する生徒の情報をまとめ講師を含め教職員で共有したという意見がございます。

課題といたしましては、小学校におきましては、教員一人一人が発達検査の結果を見て授業や個別の支援に生かせる知識があるとよいといった意見がありました。これを受け、本年度は心理の専門家による発達検査の結果の見方や活用方法に関する研修を実施する予定です。中学校においては、合理的配慮について実践例の例示がほしいといった意見がありました。これを踏まえ、合理的配慮に関する教員向けリーフレットを作成し、本年度当初に全校に配布いたしました。引き続き学校訪問の際などに、本リーフレットを活用し合理的配慮に関する理解を深められるよう学校に指導してまいります。

本調査結果は、今後、小平市特別支援教育推進委員会の各委員に送付いたします。今後は本年３月に策定した小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）後期計画に基づき、小平市の特別支援教育の更なる充実に向けた取組を学校とともに進めていきたいと考えております。

○青木教育長

次に、（９）令和８年度小平市立学校の取組等について、説明をお願いいたします。

○寺本教育指導担当部長

事務局報告事項（９）令和８年度小平市立学校の取組等についてを報告いたします。資料№.８をご覧ください。

初めに、１、令和８年度小平市立学校の取組についてでございます。各校の特色ある教育活動、経営課題、研究主題と取組をまとめております。各校において、記載のとおり特色ある教育活動を推進し、また、充実させるとともに、各校の経営課題の解決を目指してまいります。

次に、２、予定授業時数をご覧ください。小数点以下の数字は、避難訓練や健康診断等を行うために、４５分又は５０分に満たない授業を実施する場合があることから生じるものでございます。なお、児童会・生徒会及び学校行事の時数は含んでおりません。

次に、３、土曜授業日、学校公開日等一覧をご覧ください。各校の土曜授業日、主な学校行事、

平日の学校公開日、宿泊行事の日程について、それぞれ記載をしております。

本年度も、校長会議、副校長連絡会及び教務主任会の機会や指導主事による学校訪問等の様々な機会を利用し、教育課程が適正に管理・実施されるように指導してまいります。

なお、1の小平市立学校の取組については、市ホームページに掲載し、広く周知してまいります。

○青木教育長

次に、（10）令和8年度こだいら特別活動の日について、説明をお願いいたします。

○寺本教育指導担当部長

事務局報告事項（10）令和8年度こだいら特別活動の日についてを報告いたします。資料No.9をご覧ください。

こだいら特別活動の日は、令和6年度から実施する取組でございます。

初めに、1の目的でございますが、（1）市立学校全校で共通して取り組むことにより、人格的、社会的な自立を培い、自主的、実践的な態度を育む基盤となる特別活動の充実を図ること、（2）保護者、地域と一体となった特別活動の取組を実施することを通して、社会参画に重点を置いた学級・学校経営についての理解促進を図ること、（3）児童・生徒が互いの意見の違いを超え、良さを生かしながら合意形成を図ったり、効果的に一人一人の意思決定につなげる活動を通して、問題解決に関わる実践的な力を育成することでございます。

2の日時・場所・内容でございますが、本年度は6月13日土曜日に実施いたします。午前は、市立学校全校において、学級活動の授業を保護者及び地域の方に広く公開いたします。午後は、市立学校全校の代表児童・生徒が集まり、児童会・生徒会サミットを実施いたします。実施場所は、小平市立小平第一中学校体育館を予定しております。

3の児童会・生徒会サミットについてでございますが、本年度は、令和6年度作成の人権標語と令和7年度作成のまちづくり宣言に基づく社会参画に重点を置いた各校での取組状況について、情報共有や意見交換を行います。当日は、各校の代表児童・生徒が2名ずつ参加いたします。時程及び内容については、（3）に記載のとおりでございます。保護者への周知につきましては各校から行います。

○青木教育長

次に、（11）令和8年度小平市立公民館事業計画について、説明をお願いいたします。

○足立地域学習担当部長

事務局報告事項（11）令和8年度小平市立公民館事業計画についてを報告いたします。資料No.10をご覧ください。

本事業計画につきましては、例年4月の教育委員会定例会においてご報告をしておりましたが、

本年度の計画におきましては、公共施設マネジメントに関する事項、開館時間の短縮に関する事項及び利用者負担見直しに関する事項について、市の方針が令和7年度末にかけて示され、その内容を確認する必要があったため、ここでご報告させていただきます。また、本事業計画は、小平市立公民館処務規程第6条第1項の規定に基づき、本年4月14日に開催されました公民館運営審議会におきまして、確認いただいたものでございます。資料の1ページに本事業計画の四つの基本方針、続けて2ページまで9項目の推進事項を、3ページ以降は具体的な実施事業を記載しております。

本事業計画に基づき、本年度におきましても、学習活動を通じた市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点を目指して、全館において様々な事業に取り組んでまいります。

詳細につきましては、松長中央公民館長から説明させます。

○松長中央公民館長

資料No. 10の令和8年度小平市立公民館事業計画につきまして、ご説明をいたします。

本事業計画につきましては、第二次小平市教育振興基本計画の教育目標達成に向けた取組及び公民館のあり方の検討の検討結果を踏まえて策定したものでございます。

初めに1ページ、本事業計画の基本方針でございます。市民一人一人の学びを促進するとともに、コミュニティづくりを進める公民館の機能を重視する、学習活動の成果を身近な人や地域へ還元することで、課題解決に向けた実践に結び付けていく、地域の人材の育成とネットワークづくりを促進する、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点として、時代の変化に対応する、以上4点を基本方針といたしました。

続きまして、1ページ中段、推進事項でございます。公民館事業企画委員会による講座企画、多様な学びの機会の提供、ICTを活用した学びの推進、サークル化の促進、地域の担い手の育成、若い世代の公民館利用の促進、小川西町公民館の複合化に向けた運営体制の構築、中央公民館及び花小金井北公民館の複合化に向けた検討、今後の公民館の在り方の検討、以上9項目を掲げております。

推進事項に係る令和7年度からの主な変更点でございますが、令和7年度の推進事項である公民館施設・設備の整備及び維持管理と、公共施設マネジメントにおける公民館と他施設との複合化に関する検討を削除し、令和8年度の推進事項7として小川西町公民館の複合化に向けた運営体制の構築と、推進事項8として中央公民館及び花小金井北公民館の複合化に向けた検討を新たに追加いたしました。

3ページ以降は、定期講座の開設や講演会、音楽会などの各種事業の実施、施設の利用提供など実施事業について記載しております。

第1、学習機会の提供におきましては、定期講座の開設基準や定期講座の内容などを記載しており、5ページの(5)定期講座の開設数に記しましたとおり、令和8年度公民館事業企画委員会企画講座128コース、その他定期講座26コース、合計154コースを実施いたします。実施に当たっては、引き続き企画・調整の段階からサークル化を意識して取り組んでまいります。

なお、4ページ下段から5ページにかけて、本年度公民館の取り組む主要事業を記載しております。主要事業は三つございまして、デジタル機器を活用したこどもの創作体験活動、デジタルデバインド対策としてのスマートフォン教室、小川駅西口複合施設移転の機運醸成講座を実施いたします。

続きまして、8ページの第2、市民への学習支援におきましては、項番1の施設の整備・改修及び設備等の充実の中で、公衆Wi-Fiについて、令和7年度までに公民館全館において一定の整備を終了したため、令和8年度は使用状況や利用者の声を捉えるとともに、オンライン環境の利用について更なる周知を図ってまいります。

続きまして、9ページ下段、第4、公民館の運営でございます。10ページ、項番5におきましては各館による連携等について、項番6におきましては地域の学校との連携について記したものです。項番8、公共施設マネジメントにおける公民館と他施設との複合化に関する検討、11ページの項番9、今後の公民館の在り方の検討につきましては、公民館運営審議会や公民館利用者などのご意見も踏まえて検討を進めてまいります。

最後のページに添付してありますA3サイズの令和8年度公民館定期講座等一覧表につきましては、公民館ごとの定期講座や講演会、まつりなどのイベントを一覧にして示したものでございます。

○青木教育長

次に、(12) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(12) 寄附の受領についてを報告いたします。資料No.11をご覧ください。

本件は、カブトムシ、オス20匹、メス15匹のセット4ケースをNPO法人太鼓の楽校、理事長吉野美保様より、小平市立小学校3校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

○青木教育長

次に、(13) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(13) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.12のとおりでございます。

詳細につきましては、細村教育総務課長から説明させます。

○細村教育総務課長

本日報告いたしますのは17件でございます。そのうち新規申請が2件ございますので、ご説

明いたします。資料No.12をご覧ください。

2ページ目の下から二つ目の受付番号（13）第4回令和六年能登半島地震復興支援チャリティーコンサートin東京でございます。音楽の花プロジェクトが主催する事業で、事業内容は6月20日土曜日に、ルネこだいら中ホールにおいて、被災地のこどもたちの音楽活動を継続支援するためチャリティーコンサートを開催し、集まった義援金を送金するもので、経費の徴収はございません。

次に、3ページ目の一番最後の受付番号（17）歴史カードゲーム体験会でございます。株式会社H i g h s t oが主催する事業で、事業内容は5月16日土曜日、31日日曜日に、中央公民館において歴史カードゲームの使い方講座を実施し、こどもたちに楽しく歴史を学ぶ機会を提供するもので、経費の徴収はございません。

そのほかの15件は、毎年若しくは過去に承認しているものでございます。

○青木教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○川辺委員

資料ありがとうございます。

資料No.3、小平市立学校の更新事業等について、質問があります。

7ページ目の（3）今後の予定について、③公共プールや民間プールの運営事業者との協議の中で、市民総合体育館プールの運営事業者と学校のプール授業での使用について協議を継続します、と書いてあります。もう既に協議はされていると思いますが、実際にどのように進んでいるのか教えてください。

次に、資料No.2、定期監査結果報告事項に対して講じた措置に関して、収入印紙の貼付がないものについては、ダブルチェックをするなどの再発防止をしていただけたらと思います。

○後藤施設更新担当課長

資料No.3、7ページ（2）令和7年度の取組の②をご覧ください。市民総合体育館プールの運営事業者との協議は、令和7年度に具体的に行っております。学校プール授業における利用については、学年によって身長差がありますので、水深調整が可能かどうか、また、そのほかの安全管理面や一般利用者の制限につきまして、運営事業者と詰めております。運営に伴うコストについても、令和7年度にある程度話し合っております、その点について令和8年度以降も継続して協議することとなっております。

○川辺委員

水深調整というのは高台を入れたりするのだと思いますが、安全管理の面で、学校の先生や、運営事業者の見守りなど、コスト面も含めた人員配置についての協議が前向きに進んでいるのか

をお聞きします。

○後藤施設更新担当課長

安全管理につきましては、重要なところだと捉えておりますので、運営事業者と、水深調整のほかに見守りの方法についても、学校との連携体制などについて、引き続き協議を続けており、水深調整が時間内にできるかというところを詰めた後に、具体的なコスト面についても話し合っていく予定となっております。

○川辺委員

具体的にはこれからということですね。ありがとうございました。

○望月委員

ご説明、どうもありがとうございました。

まず、資料No.2について、1の(3)の主管課における物品供給契約で、令和6年度中に納品検査が完了しているにもかかわらず、翌年度予算から支出しているものに対して、契約を行った年度の予算にて確実に支出するよう指導するとありますけれども、今後について疑義があるのであれば教えていただきたいです。

続きまして、資料No.6について、施行期日が令和9年1月1日ということで、旧についても1月1日となっているのですが、学校自体は年度の話になるので、4月1日で区切るのが一般的ではないかと思いましたので、念のため確認をさせてください。

○森田学務課長

今回、ご指摘があったものは、令和7年3月31日までに納品したものについては令和6年度予算で支払うのが原則なのですが、追加の納品検査が完了したにもかかわらず支払いをしていなかったということで、その年度で完結せずに、次の年の予算で執行したというようなものでございます。

○望月委員

確実に支出するように指導するとありますが、今までもこういうことがあり、実際に、指導があったのではないかと思います。そうであれば、講じた措置という考え方としては、どのように確認するのかという具体性が弱いのではないかと感じます。検査の後に期間内にきっちり支払いを終わらせることに関して、何かしらのチェック体制を、是非検討していただきたいと思います。これは意見としてですが、やっていただきたいと思います。

○青木教育長

具体的に進めてほしいということですね。

では、資料No.6の通学区域の件について。

○森田学務課長

通学区域の施行日でございますが、毎年1月の上旬から中旬にかけて入学する予定校を記載した入学通知書というものを保護者の皆様にお送りしてございます。入学通知書に入学予定校を記載しまして、入学校を指定する必要があることから、送付の時期の1月に通学区域等を変更しておく必要があるということで1月1日と定めたものでございます。

○望月委員

よく分かりました。ありがとうございます。

○吉本委員

ご説明ありがとうございました。

資料No.9、令和8年度こだいら特別活動の日についての意見です。この活動が素晴らしいと思っており、教育委員にならせていただいたときから見ています。学校区の問題から、地域、まちづくりの話になって、今回は社会参画に重点を置いて、それぞれ何をやってきたかという情報共有や意見交換になると思うのですが、児童・生徒に伝えるときに、社会参画という言葉は難しいと思うので、もう少し分かりやすく伝えた上で話し合いをしてほしいと思います。3回目もとても楽しみにしています。社会参画とは何かと言われて、ぱっと答えられる人は大人でも少ないと思うので、こどもたちに伝えるときに、もう少し分かりやすく伝えるようにしていただきたいです。

もう一つは、資料No.10の公民館定期講座等一覧表について、たくさんあって面白そうだなと思うのですが、こどもたちに人気で定員オーバーしてしまったものと、ご年配の方々にとっても人気があって、もっと定員や講座を増やしたいと思われるものがあれば、参考までに教えていただきたい。以上2点です。よろしくお願いします。

○青木教育長

公民館の人気メニューについてということですね。

○松長中央公民館長

こどもの場合は、調理やダンス、あとは工作して自分で作って持って帰れるものがとても人気がありまして、事業企画委員会のほうでも、状況がよく分かっておりますので、継続したり、また、ほかの館でも取り入れたりということをしております。

高齢の方につきましては、文学や古典文学が比較的サークル化しやすい傾向にあります。ほかに、健康づくり的なところで、ツボマッサージや体操、ヨガの講座は人気があります。

○吉本委員

ありがとうございます。共通点があって分かりやすかったです。せっかく講座をやるのであれば、たくさん人が来て、みんなで楽しくやることのできる継続性のあるものになってほしいと思うので、人気があった講座を、ほかの館でも取り入れてはどうかといった話合いを進めていただけたらと思います。ありがとうございました。

○望月委員

資料№.7の1ページ、校内委員会の実施に関してです。小・中学校に関して総計は出ているのですが、前回は学校ごとの統計があったかと思うのですが、今回はないのでしょうか。校内委員会が開催されているということは分かるのですが、学校ごとにどのくらい行われているかをこの場で確認をさせていただければと思います。

続いて、資料№.7、4ページの学校生活支援シートについてです。こちらの③作成することが必要と思われるが、作成していない件数が、小学校で74件あります。令和6年度から令和7年度にかけて減少はしていますが、この作成していない件数に関しては今後どのようにしていくのか、もし何かあるようであればお聞かせいただきたいと思います。

次に資料№.8、2、予定授業時数についてです。五小、十四小、鈴木小に関して、ほかの学校よりも標準時数との差が、2倍ぐらい違うところがあります。必要だということで取っていらっしゃると思うのですが、何かしらの理由があるのであれば、教えていただきたいと思います。

続きまして、資料№.11、寄附の受領について、カブトムシ4ケースは今まで見たことがないので、小学校の児童たちに非常に喜ばれるのではないかと思います。寄附に至る事情や、小学校の指定が3校ということなので、指定の理由があれば、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、資料№.12、後援名義についてですが、今回上がっている中の(17)について、こちらの会社名を前に見たことがあるのですが、歴史カードゲーム体験会については、歴史カード自体の販売が含まれているのかを質問させていただきます。

○青木教育長

大きく5点ありました。まず資料№.7の特別支援教育について、2点お願いします。

○小柳津指導主事

1点目、特別支援教育関係でございます。まず、校内委員会の内訳は、昨年と同様の形式で上げさせていただいております。学校ごとの内訳は公開していない状況です。各学校、大体月1回は実施という形で進めております。その委員会の中で議題に上げる対象のお子さんがとても多いので、時間の中で確実な共有ができるように工夫して行っているとのことでした。

2点目、4ページの学校生活支援シートの件でございます。作成が望ましいことについては、面談等を使って継続してアナウンスをしておりますが、なかなか理解を得られないというところが一番の課題でございます。保護者の理解、協力を得られるように、コミュニケーションの回数

を多くして関係をつくっていくことに注力している学校が多いということが昨年度分かりました。こちらは今後も継続して行いながら、だんだんと保護者の理解を得ていくことができるようにしていきたいと思います。

○成田指導主事

資料No.8の2の予定授業時数のところに関しまして、他校に比べると時間数が多い理由についてでございます。説明会では授業時数の目安を伝えた上で、各校の実情に合わせて適切に設定するようにとお伝えしています。今回、他校に比べて多い学校につきましては、昨年度の学級閉鎖の日数が2日間や3日間あり、学級閉鎖等がありますと子どもたちが、その学年で履修する授業時間が少なくなってしまうので、昨年度の経験を生かして、10時間増やして組ませていただいたと説明を受けております。

○森田学務課長

資料No.11、カブトムシの寄附の関係ですが、学校医の関係するNPO法人から関係する3校に寄附をいただいたという経過がございます。

○細村教育総務課長

資料No.12、後援名義の歴史カードゲームでございますが、こちらは前回の寄附として各小学校にいただいたカードゲームです。販売はしておりますが、後援名義の承認申請の際には、営利目的では承認しないので、現地では販売しないよう伝え、ご了解いただいた上で承認をしております。

○川辺委員

資料No.7、特別支援教育取組状況の調査結果について、先ほど望月委員が同じところで質問されましたが、4ページ目、学校生活支援シートの(1)の②で、中学校が令和6年度は25件、令和7年度はゼロ件で、作成することが必要と思われるが、作成していない件数自体も減っています。作成件数も減っているのに、下の理由を見ても、ここがゼロになった理由が理解し切れなかったもので、ゼロになった理由をお聞きしたいと思いました。

次に、資料No.10について、小平市立公民館事業計画の令和8年度の公民館定期講座等の一覧表を拝見しました。とても楽しそうな講座がたくさんあって、もうすぐ小川駅西口複合施設もオープンするということで、私もとても楽しみにしているのですが、一番下の講演会・音楽会等の、まつり講演会等というのは、どんなことを行っているのか、幾つか例を教えてくださいと思います。それから、オープンに向けて頑張ってくださいと思いますが、小川パレットの進捗状況をお聞きできたらうれしいです。よろしくお願いします。

○小柳津指導主事

学校生活支援シートにつきまして、保護者の承諾が得られていない件数が令和7年度中学校ではゼロ件というところがございますが、対象となるご家庭が大きく変わっているということ、また、保護者の承諾を得ることに学校がとても努力をして、その成果が実ったということが理由として挙げられます。

○松長中央公民館長

まつり講演会ですが、公民館まつりは、公民館と友の会などの実行委員会と一緒にやるのですが、イベントを開催するに当たって、どういう人に新たにきていただきたいかという観点から考えていくことが多く、なるべく地域の方に目を向けつつ、例えば高齢の方に来ていただきたいときは、三味線や落語など、中央公民館の場合は比較的こどもに来てほしいことが多いので、親子で来られるような音楽会など、それぞれの館が目指す方向で企画を考えております。

小川西町公民館につきましては、既に指定管理者と打合せも始まっておりまして、新しい施設でやる講座もスケジュール調整を始めております。小川西町公民館におきましては、さよならイベントのようなものを、友の会のほうで話し合いを進めておりまして、一方で新しい施設につきましては、指定管理者を中心に11月にオープニングセレモニーを行う準備を始めていると聞いております。私どもといたしましても、機運醸成講座ということで、今まで小川西町公民館は比較的地元の小学校の参加率があまりよくないという課題も挙がっていましたので、親子で来てもらえるような講座を、また、新しい施設において、こういった使い方ができますという提案につながるような講座を、今から準備をしているところでございます。

○川辺委員

ありがとうございます。楽しみにしております。

○青木教育長

ほかにございませんか。

ー「なし」の声ありー

○青木教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○青木教育長

次に、協議事項を行います。

(1) 令和8年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

協議事項（１）令和８年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。資料№.1 4 をご覧ください。

本表彰は、小平市教育委員会表彰等に関する規程に基づき、教育及び文化の振興発展に功労のあった方に感謝状又は表彰状を贈呈するものでございます。

本年度の感謝状贈呈の候補者は、副校長退職者１名、公民館運営審議会委員５名、青少年委員６名、学校経営協議会委員１２名、心身障害児就学相談専門医１名、学校医３名、学校歯科医１名、学校薬剤師１名で、計３０名でございます。また、表彰状贈呈の候補者は、教員１名でございます。なお、表彰式は、６月１８日木曜日を予定しております。

○青木教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと存じますが、被表彰候補者一覧は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など、概要について何かございましたらお願いいたします。

－「なし」の声あり－

○青木教育長

それでは、被表彰候補者一覧につきましてのご質問、ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては提案どおり了解ということで、ご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○青木教育長

以上で、協議事項を終了いたします。

（議案）

○青木教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第３号、令和８年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第３号、令和８年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。本案は、市議会６月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正について、市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきまして、教育費都補助金で717万2,000円を増額いたします。歳出につきまして、教育総務費で717万2,000円を増額いたします。

次に、補正の理由でございます。初めに歳入でございますが、笑顔と学びの体験活動プロジェクト補助金は、総合的な学習の時間等の活用事業において活用するため、新たに予算化いたします。学校マネジメント強化事業（副校長補佐）補助金は、スクール・サポート・スタッフ等配置事業において活用するため、増額いたします。

次に、歳出でございますが、総合的な学習の時間等の活用事業につきまして、東京都の補助事業を活用し、小学校1校において、総合的な学習の時間の探究テーマに合わせたこども企画型の笑顔と学びの体験活動プロジェクトを行うことから、委託料を増額いたします。スクール・サポート・スタッフ等配置事業につきまして、副校長補佐を19人から23人に増員することから、報酬等を増額いたします。

なお、二つの事業は、共に事業費の全額を東京都からの補助金で賄います。

○青木教育長

質疑に移ります。

－「なし」の声あり－

○青木教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○青木教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第3号、令和8年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○青木教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、議案の審議を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方はご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。

3時40分まで休憩いたします。

午後3時20分 休憩